

専門部から

名義貸しに係わる保険医等の取り扱いについて

副会長 長瀬 清

名義貸し問題は、札幌医科大学の調査が一段落し、現在北海道大学および旭川医科大学の調査が行われている。

この名義貸しに関する行政処分について、平成14年4月11日厚生労働省保険局医療課より地方社会保険事務局長にあて「勤務を要せず名義のみ貸した保険医の取り扱いについて」として、保険医の登録の取消に当たる場合の取り扱いを示す事務連絡がなされた。

勤務を要せず名義のみを貸した保険医の行政処分について

保険医療機関が勤務を要しない保険医の名義のみを借りて診療報酬を不正に請求した場合において、名義を貸した保険医が次のいずれにも該当する場合は健康保険法第43条ノ13第1号に該当するものとして保険医の登録の取り消しを行う。

ただし、名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。

1. 名義を診療報酬の請求のために使用することを聞かされ、承諾していた場合。
2. 名義を貸すことにより報酬等の利益を得ている場合。

理由：保険医療機関が故意に不正な診療報酬の請求を行うことを知りながら「保険医」の名義を貸し報酬等の利益を得ることは、「監査要綱」第6の(1)の①「故意に不正又は不当な診療を行ったもの」に相当する。

次いで、平成15年6月6日付けで、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長から地方社会保険事務局長あてに、名義を貸した保険医および名義貸しを斡旋した保険医に対する行政措置の取り扱いを明確にする事務連絡がなされた。

名義貸しに係わる保険医等の行政上の措置について

保険医または保険薬剤師（以下「保険医等」という。）が名義貸しを行った場合の行政上の措置は原則として次のとおりとする。

「名義貸し」とは、保険医等が勤務せず、保険医療機関または保険薬局に保険医等の名義を貸すことである。これには、常勤として勤務せず、管理者たる保険医等または常勤の保険医等となっている場合も含むものである。

1 「取消」

保険医等が次に該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「故意に不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして保険医等の登録の取消を行う。

名義を診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）

2 「戒告」

保険医等が次の(1)に該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして戒告を行い、(2)または(3)に該当するときには、同運用基準の「軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に相当するものとして戒告を行う。

(1) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていた場合で、名義を貸した期

間が極めて短期間のとき

(2) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、名義を貸すことによる報酬等の利益を得ていなかったとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）

(3) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識していなかったが、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）

3 「注意」

保険医等が次のいずれか一つに該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして注意を行う。

(1) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、名義を貸すことによる報酬等の利益を得ていない場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき

(2) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識していなかったが、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていた場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき

(3) 名義を貸していたが、名義を診療報酬の請求のために使用することを認識してなく、かつ、名義を貸すことによる報酬等の利益も得ていないとき

名義貸しに関与した保険医等の行政上の措置について

保険医または保険薬剤師（保険医療機関または保険薬局において診療または調剤に従事する者に限る。以下「保険医等」という。）が名義貸しに関与した場合の行政上の措置は原則として次のとおりとする。

「関与」とは、仲介、斡旋、指示、要請、受諾等の行為を言う。

また、1の(1)を除き、複数名の保険医等に係わる名義貸しに関与した場合を標準とする。

1 「取消」

保険医等が次の(1)または(3)に該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「故意に不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして保険医等の登録の取消を行い、次の(2)に該当するときには、同運用基準の「重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に相当するものとして保険医等の登録の取消を行う。

(1) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）

(2) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていた場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき

(3) 2.「戒告」のいずれか一つに該当する場合で、関与した保険医等が報酬等の利益を得ていたとき

2 「戒告」

保険医等が次のいずれか一つに該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に相当するものとして戒告を行う。

(1) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、名義を貸すことによる報酬等の利益を得ていなかったとき

(2) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用すること

を認識していなかったが、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき
 (3) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名

義を診療報酬の請求のために使用することを認識してなく、かつ、名義を貸すことによる報酬等の利益も得ていなかったとき

名義を貸した保険医または保険薬剤師

報酬等の利益 名義を診療報酬請求に使用する認識	利益を得ていた	利益を得ていない
認識があった	[故意] 「取消」	[軽微しばしば] 「戒告」
	[重過失] 極めて短期間の場合 「戒告」	[軽微] 極めて短期間の場合 「注意」
認識がなかった	[軽微しばしば] 「戒告」	[軽微]
	[軽微] 極めて短期間の場合 「注意」	「注意」

名義貸しに関与した保険医または保険薬剤師

報酬等の利益 名義を診療報酬請求に使用する認識	名義を貸した保険医等が利益を得ていた	名義を貸した保険医等が利益を得ていない
名義を貸した保険医等に認識があった	[故意] 「取消」	[軽微しばしば] 「戒告」*
	[重過失しばしば] 極めて短期間の場合 「取消」*	
名義を貸した保険医等に認識がなかった	[軽微しばしば]	[軽微しばしば]
	「戒告」*	「戒告」*

注1 名義貸しに関与した保険医等で、「戒告」に該当する場合に当該保険医等が報酬等の利益を得ていたときは「取消」とする。

注2 「*」を付したものについては、名義を貸した保険医等が複数名の場合の行政措置とする。

注3 「関与」とは、仲介、斡旋、指示、要請、受諾等の行為を言う。

お知らせ

産業医実地研修会の開催について

標記実地研修会を下記要領により開催いたしますのでご案内申し上げます。受講を希望の方は下記要領でお申し込みください。

記

- 日時 平成15年10月4日(土)
午後2時30分～午後5時30分
- 実地研修場所
 - 午後2時30分～午後4時30分
富良野地区環境衛生センター（富良野市上五区 TEL 0167-22-4376）
 - 午後4時30分～午後5時30分
ふらのワイン工場（富良野市清水山 TEL 0167-22-3242）

- 取得単位数
基礎研修 実地3単位
生涯研修 実地3単位
- 締切り及び受講定員
9月20日(土)締切り
定員120名(締切り期日前であっても定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 参加費 2,000円
- 申込・問い合わせ先
旭川市医師会 TEL (0166)23-5728
FAX (0166)24-5444
なお、地元医師会員を優先させていただきますので、ご了承願います。